

○利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則

令和6年3月29日

規則第7号

利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則（平成8年利根町規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（令和6年利根町条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用除外）

第2条 条例第3条第3号の規則で定める他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る事業は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けて行う事業
- （2） 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可を受けて行う事業
- （3） 森林法（昭和26年法律第249号）第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けて行う事業
- （4） 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を受けて行う事業
- （5） 農地の保全又は利用の促進といった農地の改良を目的とした土砂等による土地の埋立て等であって、農地改良に関する協議を行い、利根町農業委員会から同意を得て行う事業
- （6） 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の規定による許可を受けて行う事業
- （7） 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による許可を受けて行う事業
- （8） 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による許可を受けて行う事業
- （9） 河川法（昭和39年法律第167号）第24条、第25条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項及び第58条の6第1項の規定による許可を受けて行う事業
- （10） 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による許可を受けて行う事業

- (11) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可を受けて行う事業
- (12) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第66条第1項の規定による許可を受けて行う事業
- (13) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可を受けて行う事業
- (14) 農業振興地域整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による許可を受けて行う事業
- (15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項及び第15条第1項の規定による許可を受けて行う事業
- (16) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による許可を受けて行う事業
- (17) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による許可を受けて行う事業
- (18) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定による許可を受けて行う事業
- (19) 茨城県景観形成条例（平成6年条例第40号）第10条第1項の規定による届出をして行う事業
- (20) 利根町法定外公共物管理条例（平成17年利根町条例第11号）第4条第1項の規定による許可を受けて行う事業
- (21) 現に町内に居住する個人で、自己のために施行する100平方メートル未満の事業（国又は地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定）

第3条 条例第3条第4号の規定による町長の認定を受けようとする者は、土壌汚染に関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 法人の履歴事項全部証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表  
(事前説明)

第4条 条例第5条第2項の規則で定める周辺関係者（以下「周辺関係者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域に隣接する土地の所有者又は占有者

- (2) 事業区域から50メートルの区域内に居住する者
- 2 条例第5条第2項前段に規定する事前の説明は、周辺関係者に対する事前説明会の開催によるものとする。
- 3 前項の事前説明会には、何人の出席も妨げられないものとする。この場合において、事業主等は、周辺関係者に対して前項の事前説明会の開催の周知に努めなければならない。
- 4 事業主等は、事前説明会が終了した時は、直ちに、出席者名簿及び会議録を作成するものとする。

(事前協議)

第5条 条例第6条第1項の規定による町長との事前協議は、次条に規定する許可申請の前に、事業主等が土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業事前協議書（様式第2号）に、次に掲げる書類及び図面を添えて提出することにより行うものとする。

- (1) 事業区域の登記事項証明書
  - (2) 事業区域の位置図及び付近の見取図
  - (3) 事業区域の公図の写し
  - (4) 事前説明会等実施報告書（様式第3号）
  - (5) 事業区域に隣接する土地の所有者及び占有者の同意書
  - (6) 土砂等の搬入経路図（都市計画図1/25,000）
  - (7) 事業区域の現況平面図及び現況断面図
  - (8) 事業区域の計画平面図、計画断面図及び土留図
  - (9) 工程表
  - (10) 土砂等発生・事業施行フローシート（様式第4号）
  - (11) 雨水排水計画図
  - (12) 事業に使用する土砂等の発生場所に係る位置図、平面図及び発生区域の面積計算書
  - (13) 事業に使用する土砂等の予定容量計算書
  - (14) 道路及び水路に係る占用許可申請書の写し
  - (15) その他町長が必要と認める書類及び図面
- 2 町長は、前項に規定する書面の提出があったときは、当該書面を審査し、又は事業計画区域の調査を行うものとする。
  - 3 町長は、事前協議が整ったときは、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業事前協議済書（様式第5号）により事業主等に通知するものとする。
  - 4 その土地の埋立て等に用いる土砂等が登録ストックヤードを経由する土砂等である場合にあつては、当該登録ストックヤードの運営を行う事業者を当該土砂等を発生させる者と、当該ス

トラックヤードを当該土砂等の発生場所とみなすことができる。

(許可申請)

第6条 条例第7条第2項に規定する申請書は、事業許可申請書(様式第6号)とし、同項に規定する資料は、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し(事業主等が法人の場合は、法人登記簿謄本)及び印鑑証明書
- (2) 事業区域が自己所有でない場合は当該土地の使用権原を証する書面
- (3) 事業を行う者が他の者に施行を請け負わせる場合には、請負契約書の写し
- (4) 土砂等の発生者の証明する土砂等発生元証明書(様式第7号)
- (5) 事業に使用する土砂等の発生の場所において、土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに次項第2号の規定により採取した試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第8号)及び土砂等分析証明書(計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。)
- (6) 事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該許認可等を受けたことを証する書面
- (7) 誓約書(様式第9号。事業主等が連署し、印鑑登録されている印鑑を押印すること。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 前項第5号の土砂等の発生場所の土壌調査は、次の各号に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 土壌調査は、1箇所を事業区域内より選定して行うこと。
- (2) 土壌調査のための試料とする土砂等の採取は、土砂等の汚染の状況を把握することができると思われる場所において行うこと。

(事業許可又は不許可の決定)

第7条 町長は、条例第7条第2項の規定による申請があったときは、内容を審査し、許可又は不許可を決定し、事業(許可・不許可)決定通知書(様式第10号)により当該申請者に通知するものとする。

(搬入する土砂等の土質分析)

第8条 条例第7条第3項の規定による土質分析は、別表第1の左欄に掲げる種類及び項目ごとに、同表右欄の測定方法により行うものとする。

2 事業主等は、前項の土質分析を行うため、搬入しようとする土砂等の採取を行おうとするときは、町職員の立会いを受けなければならない。

3 第1項の土質分析に要する費用は、事業主等の負担とする。

(許可基準)

第9条 条例第8条第2項に規定する基準は、別表第2のとおりとする。

(事業の開始届)

第10条 条例第10条の規定による届出は、事業開始届(様式第11号)により行うものとする。

(事業内容等の変更許可申請)

第11条 条例第11条第1項の規定による変更の許可申請は、変更内容及び変更理由等を記載した事業内容等変更許可申請書(様式第12号)に、第2条に掲げる資料のうちその変更に係る書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(事業内容等変更の許可又は不許可の決定)

第12条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、許可又は不許可を決定し、事業内容等変更(許可・不許可)決定通知書(様式第13号)により、当該事業主等に通知するものとする。

(措置命令等)

第13条 条例第12条の規定による停止命令又は改善命令は、工事停止命令書(様式第14号)により行うものとする。

(改善勧告及び改善命令)

第14条 条例第13条の規定による改善勧告は、改善勧告書(様式第15号)により、第14条の規定による改善命令は、改善命令書(様式第16号)によりそれぞれ行うものとする。

(許可の取消し通知)

第15条 町長は、条例第15条第1項の規定により、許可を取り消したときは、事業許可取消し通知書(様式第17号)により、当該事業主等に通知するものとする。

2 条例第15条第3項の規定による原状回復命令は、原状回復命令書(様式第18号)により行うものとする。

(完了の報告)

第16条 条例第16条の規定による報告は、事業完了報告書(様式第19号)により行うものとする。

(承継の届出)

第17条 条例第17条第2項の規則で定める書面は、事業承継届(様式第20号)とする。

(報告)

第18条 条例第18条の規定による報告は、事業進行状況等報告書(様式第21号)により行

うものとする。

(立入検査員証)

第19条 条例第19条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証(様式第22号)とする。

(標識)

第20条 条例第20条の規定により設置する標識は、事業表示板(様式第23号)及び危険防止表示板(様式第24号)とする。

2 前項の表示板を設置する場所は、次のとおりとする。

(1) 土地の埋立て等事業実施表示板 事業場入口の地表から下端1.0メートル以上1.5メートル以下の高さの範囲内に設置するものとする。

(2) 危険防止表示板 事業区域の周囲30メートル間隔で、地表から下端1.0メートル以上1.5メートル以下の高さの範囲内に設置するものとする。

(公表の方法)

第21条 条例第21条の規定による公表は、町公式ホームページへの掲載その他の方法によるものとする。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年規則第7号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第8条関係)

1 土質基準は、基準表の左欄に掲げる物質の種類又は項目ごとに、同表の中欄に掲げる基準値のとおりとし、右欄に掲げる測定方法により測定した場合における測定値とする。

種類及び項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2, 55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。

		以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。)付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。)付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定するにあっては、日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにおいては、規格61に定める方法、農用地に係るものにおいては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき 0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅

	所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1・2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1・1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1・2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法, トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1・1・1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1・1・2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1・3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方

	0.006ミリグラム以下	法
シマジン	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8 ミリグラム以下	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注（2）第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1.0 ミリグラム以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1・4—ジオキサン	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211—2020「土壌濁液の

## 備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1・2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

## 別表第2（第9条関係）

- 1 事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において事業を行う場合にあつては、事業を施行する前の地盤と事業に使用する土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 埋立て等の高さ（埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の埋立て等の高さの欄及びのり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ	のり面の勾配
砂、礫、砂礫、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土	2.5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配

- 4 幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止

するための排水溝が設置されていること。

- 5 事業の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし、締固め等の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等の基準により土えん堤を設置する場合は、この限りでない。
- 6 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 7 事業区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散、流出防止のための措置が講じられていること。